

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第89号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

子ども医療費の適正な給付の推進のため、医療費の支給を受ける者による子どもの監護の状況を丁寧に把握し、必要な支援に繋げていけるようにする必要があるため、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は職員に質問させることができる規定を新たに追加することとしました。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第89号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(物件の提出等)

第9条 市長は、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は市長が指定する職員に質問させることができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)